

○西海市建設工事執行規則

平成18年11月 1 日西海市規則第46号

改正

平成19年 3 月30日規則第27号
平成20年 3 月26日規則第26号
平成20年10月30日規則第67号
平成21年 3 月27日規則第16号
平成21年11月 1 日規則第61号
平成22年 3 月25日規則第14号
平成22年10月 1 日規則第42号
平成23年 3 月30日規則第14号
平成24年 1 月 4 日規則第 1 号
平成26年 3 月 3 日規則第 6 号
平成26年12月 9 日規則第32号
平成28年 3 月 9 日規則第15号
平成29年 2 月24日規則第 5 号
平成31年 3 月29日規則第18号
令和元年 9 月27日規則第11号
令和 3 年 1 月 6 日規則第 1 号
令和 5 年 6 月30日規則第33号

西海市建設工事執行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ合理的な執行を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(工事の執行方法)

第 1 条の 2 工事の執行方法は、請負の方法によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、直営とすることができる。

- (1) 工事の性質上請負の方法によることが不相当と認めるとき。
- (2) 急施を要し、請負契約を締結する暇がないとき。

- (3) 請負契約を締結することができないとき。
 - (4) その他特に直営とする必要があると認めるとき。
- (請負者の資格)

第1条の3 工事を請負う者（以下「請負者」という。）は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者で、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者でなければならない。

(起案)

第2条 執行しようとする工事の予算を所管する課（施設の事務局等これに準じるものを含む。以下「原課」という。）は、その工事の発注に当っては、工事起工伺（様式第1号）に積算の根拠となる設計書又は仕様書等を添付し、市長の決裁を受けるものとする。この場合において、積算の根拠となる設計書を作成する技術的な知識を要する職員がいないときは、技術的な知識を要する職員がいる部署の課長に、積算設計書の作成について（依頼・回答）（様式第1号の2）により依頼するものとし、原課は、回答を受けたあと工事起工伺に、依頼した部署の合議を受けるものとする。

- 2 前項の規定による起案において、翌年度以降にわたる契約となる場合は、債務負担行為等の措置を取り予算を確保するものとする。

(入札又は見積の執行)

第3条 原課は、第9条に規定する予定価格調書を作成し起工設計額130万円を超える入札を行うときは、その執行について「入札の執行について（依頼）」（様式第2号）により総務部長に依頼するものとする。

- 2 原課は、前項の規定により入札の執行を依頼するときは、前条の工事起工伺の決裁を受けた後に、次の各号に定める関係書類を添え、総務部総務課（以下「総務課」という。）を通じて総務部長に提出するものとする。

- (1) 工事起工伺の写し
- (2) 工事設計書（様式第3号）
- (3) 事業概要調書（様式第4号）
- (4) 業者選定調書（案）（様式第5号）
- (5) 縦覧設計書及び仕様書等（2部）
- (6) ホームページ掲載用ファイル

3 工事設計額500万円未満の工事については、前項第3号の事業概要調書は省略することができるものとする。

4 原課は、一者随意契約による工事において指名請負人を選定するときは、見積指名請負人伺（様式第5号の2）により決裁を受け、見積を執行するものとする。

5 原課は、工事設計額130万円以下の工事において指名請負人を選定するときは、競争見積指名請負人選定伺（様式第5号の3）の決裁を受け、見積を執行するものとする。

（指名請負人の選定）

第4条 総務部長は、前条第1項及び第2項の入札執行の依頼を受けたときは、競争入札指名請負人選定伺（様式第6号）により入札参加者の選定を行うものとする。

2 前条の入札執行依頼が工事設計額500万円以上の工事（見積を除く。）のときは、西海市建設工事指名審査委員会規程（平成17年西海市告示第92号）により、西海市建設工事指名審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとし、建設工事指名審査委員会開催伺（様式第6号の2）で決裁を受け、委員に建設工事指名審査委員会開催通知（様式第6号の3）により通知を行うものとする。

3 前項の委員会で審査をしたときは、建設工事指名審査委員会報告書（様式第6号の4）に業者選定調書を添付し、市長に報告するものとする。

4 前項の報告をした後に、第1項の競争入札指名請負人選定伺により入札参加者の選定について、市長の決裁を受けるものとする。

5 前項までの規定により選定した指名請負人は、入札執行直前まで公表しないものとする。

（入札又は見積執行通知）

第5条 総務課は、前条により競争入札の参加者を選定したときは、入札執行通知書（様式第7号）により通知を行うものとする。ただし、一者随意契約による工事及び工事設計額130万円以下の工事については、見積執行通知書（様式第7号の2）により原課が通知するものとする。

2 総務課は、積算の根拠となる縦覧設計書等の閲覧をさせるときは、縦覧設

計書閲覧申請書（様式第8号）に記入させ閲覧させるものとする。

- 3 総務課は、設計内容又は入札についての質疑は、書面により受けるものとし、質疑書（回答書）（様式第9号）により回答するものとする。
- 4 原課は、前項の質疑書により質疑を受けたときは、質疑書に質疑の回答を記入し、総務課に回付するものとする。ただし、工事設計額130万円以下の工事については、原課にて回答するものとする。
- 5 総務課は、原課が回答を記入した質疑書を入札の指名請負人全員に書面により回答するものとする。この場合において、質疑会社名、質疑者名、回答者名その他の個人情報に関する情報は消去するものとし、全員に回答する必要がないと判断される質疑については、一部の者だけに回答することができるものとする。
- 6 入札又は見積の執行者は、諸般の事由により前条の指名請負人の指名を取り消すときは、次の様式により決裁を受け、指名請負人に通知するものとする。
 - (1) 入札（見積）執行取消伺（様式第9号の2）
 - (2) 入札（見積）執行取消通知書（様式第9号の3）（入札又は見積の辞退並びに欠席）

第6条 前条により入札執行通知書又は見積執行通知書を受けた者は、当該入札又は見積の執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者で入札又は見積を辞退しようとするときは、その旨を入札辞退届（様式第10号）又は見積辞退届（様式第10号の2）により申し出るものとし、総務課に直接持参し又は郵送（入札執行の日の前日までに到達しないときは、先にFAXを行うものとする。）して行うものとする。
- 3 入札又は見積の執行において、第5条の入札執行通知書又は見積執行通知書を受けたにもかかわらず、前項の入札辞退届又は見積辞退届の提出をせず入札又は見積を欠席したときは、その欠席した理由を書面で提出させることとして、入札（見積）欠席理由について（様式第10条の3）により当該指名人に通知し、回答を求めるものとする。この場合において、入札又は見積を欠席したものは、入札（見積）欠席理由書（様式第10条の4）を提出するも

のとする。

4 第2項の入札辞退届又は見積辞退届によらず、入札又は見積執行中に辞退するときは、第2項の入札辞退届若しくは見積辞退届又は入札書（様式第11号）若しくは見積書（様式第11号の2）にその旨を明記し、入札箱に投函して行うものとする。

5 第1項、第2項及び前項の規定は、原課が行う随意契約による見積書の徴取について準用する。

（入札及び入札書等）

第7条 入札又は見積は、指定の日時及び場所に本人又はその代理人が出頭して行わなければならない。ただし、入札執行者又は見積執行者が認めた場合、郵送によることができるものとし、次の様式によるものとする。

（1） 入札書又は見積書

（2） 入札（見積）用封筒（様式第11号の3）

2 委任を受けた代理人が入札又は見積を行うときは、入札又は見積を執行する前に委任を受けていることを確認するものとし、次の様式によるものとする。

（1） 委任状（様式第12号）

（2） 委任状用封筒（様式第12号の2）

（入札又は見積の延期等）

第8条 入札又は見積の執行者は、入札又は見積の執行前において、天災その他やむを得ない理由があるときは、入札又は見積の執行を延期し、又は中止することができるものとし、次の様式により決裁を受け、指名請負人に通知するものとする。

（1） 入札（見積）執行変更（中止）伺（様式第13号）

（2） 入札（見積）執行変更（中止）通知書（様式第13号の2）

（予定価格調書）

第9条 入札又は見積の執行者は、予定価格について西海市契約規則（平成17年西海市規則第55号。以下「契約規則」という。）第9条に基づき、次に掲げる予定価格調書を作成し決定するものとする。

（1） 総務課執行 予定価格調書（様式第14号）

(2) 原課執行 予定価格調書(様式第14号の2)

- 2 契約規則第22条の規定に該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。この場合において、同条第4号によって予定価格調書の作成を省略するときは、予定価格調書省略伺(様式第14号の3)により決裁を受けるものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金は、契約規則第10条の規定により納めさせ、又は免除するものとし、西海市会計規則(平成17年西海市規則第49号。以下「会計規則」という。)第91条第1項に規定する保証金保管証書により会計管理者が預かるものとする。ただし、総務課で作成する納付書により納付された場合は、この限りでない。

- 2 総務課は、前項の規定により入札保証金を預かったときは、入札保証金調書(様式第15号)に記録するものとする。
- 3 第1項で預かった入札保証金は、落札できなかつた者については、入札終了後直ちに還付するものとし、落札者については、契約締結のときまでは会計管理者が保管するものとし、契約締結後直ちに還付するものとする。
- 4 第1項に規定する納付書により納付された入札保証金を還付するときは、保証金還付請求書(様式第16号)を受け還付するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、契約規則第10条第1項第2号の規定に該当する者は、入札保証金を納めさせないことができるものとする。

(入札又は見積の結果及び落札決定)

第11条 入札又は見積の執行を完了したときは、直ちにその結果を入札結果表(様式第17号)又は見積結果表(様式第17号の2)により決裁権者に報告するとともに、落札者を決定し、落札決定通知書(様式第18号)又は見積決定通知書(様式第18号の2)により落札者に通知するものとする。

- 2 総務課は、前項の作業が完了したときは、入札完了通知(様式第19号)の決裁を受け、原課に關係書類とともに引き渡すものとする。
- 3 一者随意契約による工事及び工事設計額130万円以下の工事については、原課において第1項の見積結果表により決裁権者に報告をするとともに、落札者を決定し、第1項の見積決定通知書により落札者に通知するものとする。

この場合において、郵送により見積執行を行ったときは、落札しなかった者に落札不決定通知書（様式第19号の2）を送付するものとする。

（契約の締結）

第12条 原課は、落札者が決定してから7日以内（決定の日を含む。）に契約を締結するものとし、工事請負契約伺（様式第20号）に落札者が提出した西海市建設工事標準請負契約書（平成18年西海市訓令第31号。以下「請負契約書」という。）を添付し決裁を受けるものとする。この場合において、不要な条項又は必要な条項がある場合は、削除又は挿入を行うものとする。

2 請負代金額130万円以下の工事は、前項の請負契約書に代えて、工事請書（様式第20号の2）によることができるものとする。

3 第1項の工事請負契約伺は、別に定める契約伺を兼ねた支出負担行為決議書により決裁を受けるときは省略するものとする。

（下請負人の通知）

第12条の2 請負者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において下請負人を決定したときは、直ちに、市長に対して、当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を下請負人報告書（当初）（様式第21号）又は下請負人報告書（完成）（様式第21号の2）により通知しなければならない。

（契約保証金）

第13条 契約保証金は、契約規則第28条の規定により納めさせ、又は免除できるものとし、会計規則第91条第1項に規定する保証金保管証書により会計管理者が預かるものとする。ただし、原課で作成する納付書により納付された場合は、この限りでない。

2 原課は、前項の規定により契約保証金を預かったときは、契約保証金調書（様式第22号）に記録するものとする。

3 第1項で預かった契約保証金は、工事の完成を確認した後に契約の相手方（以下「請負者」という。）からの請求を受けて払戻すものとし、第10条第4項に規定する保証金還付請求書を受け還付するものとする。

（契約の辞退）

第14条 落札者が諸般の事情により契約を辞退しようとするときは、契約辞退届（様式第23号）により契約しようとしていた原課に直接持参し、又は郵送

して届け出るものとする。

- 2 原課は、前項の届出があったときは、契約辞退受理伺（様式第23号の2）により受理を決定するものとし、受理を決定したときは、落札者に落札金額（消費税を含む契約予定額をいう。）の100分の5に相当する損害金を損害金請求書（様式第23号の3）により請求するものとする。この場合において、入札保証金があったときは、これを充当できるものとする。
- 3 原課は、前項までの手続が完了したときは、関係書類を添えて総務課へ契約の辞退を報告する。
- 4 総務課は、原課から契約の辞退の報告を受けたときは、西海市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成17年西海市訓令第45号。以下「指名停止要領」という。）に準じた措置を講ずるものとする。

（契約の解除又は解約）

第15条 原課は、諸般の事情により契約の解除をするときは、契約解除伺（様式第24号）により市長の決裁を受け、契約解除通知書（様式第24号の2）により契約の相手方に通知するものとする。

- 2 市長は、契約を解除したときは、工事が完了し検査で確認した部分に相当する請負代金額を支払うものとする。
- 3 市長は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第21条の2の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額とする。）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において、支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）で規定する割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、請負者の責によらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、請負者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として市長が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、請負者の責によらない理由により契約を解除した場合については、この限りでない。

- 5 市長は、請負者の責によらない理由により契約を解除した場合において、これにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、当該賠償額は、請負者と協議して定める。
- 6 請負者は、諸般の事情により契約の解約ができるものとし、契約解約申出書（様式第25号）により契約の解約について申し出るものとする。
- 7 原課は、前項の規定により契約の解約の申し出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、契約解約受理伺（様式第25号の2）により受理をし、当該契約を解約するものとする。この場合において、請負者に請負代金額の100分の10に相当する損害金を第14条第2項の損害金請求書により請求するものとする。
- 8 前項の損害金に、引き渡しを受ける部分があるときは、これを調整するものとし、契約保証金があったときは、これを充当できるものとする。
- 9 原課は、前項までの手続が完了したときは、関係書類を添えて総務課へ契約の解除又は解約を報告する。
- 10 総務課は、原課から契約の解除又は解約の報告を受けたときは、指名停止要領に準じた措置を講ずるものとする。

（監督職員）

- 第16条 原課は、契約の締結と同時に監督職員決定（変更）伺（様式第26号）により監督職員を決定し、監督職員決定（変更）通知書（様式第26号の2）を請負者に送付するものとし、これを変更するときも同様とする。この場合において、監督を行う技術的な知識を要する職員がいないときは、技術的な知識を要する職員がいる部署の課長に、監督職員の決定について（依頼・回答）（様式第26号の3）により依頼するものとし、原課は、回答を受けたあと監督職員決定（変更）伺に、依頼した部署の合議を受けるものとする。
- 2 請負代金額130万円以下の工事及び監督職員を特に定める必要がない工事については、前項の手続は省略することができるものとする。

（工事の監督）

- 第17条 監督職員は、工事内容について請負者と充分打合せを行い期限内に、工事の完成に努めるものとし、監督の内容を監督日誌（様式第27号）により記録するものとする。

- 2 前項の監督日誌により記録しがたい場合は、任意の書式により記録をすることができるものとする。
- 3 監督日誌は、請負代金額130万円以下の工事及び記録を要しない工事については、省略することができるものとする。
- 4 市長と請負者の間で取り交わす指示、協議、通知、承諾、提出及び報告書の文書として、工事指示及び記録簿（様式第27号の2）を使用するものとし、工事指示及び記録簿は、工事毎に保管し、検査時に検査職員に提示するものとする。この場合において、変更指示については、この工事指示及び記録簿に整理されていなければ、変更対象とならないものとする。

（現場代理人等）

第18条 請負者は、現場代理人等を決定したときは、現場代理人等決定（変更）通知書（様式第28号）により工事の始期の前日まで（契約締結日と工事の始期が同日の場合には、契約締結日）に市長に通知するものとし、これを変更するときも同様とする。

- 2 前項の現場代理人等決定（変更）通知書は、請負代金額130万円以下の工事及び現場代理人等を要しない工事については省略することができるものとする。

（契約変更）

第19条 原課は、契約変更を行う必要があるときは、工事変更伺（様式第29号）により決裁を受け、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による課税事業者は契約変更申込書（様式第29号の2）により、消費税法の規定による免税事業者は契約変更申込書（様式第29号の3）により請負者に通知しなければならない。

- 2 請負代金の変更予定額の変更割合が2割を超え、かつ、変更設計額が130万円を超える工事の変更を行うときは、前項の工事変更伺及び第3条第4項の見積指名請負人伺の決裁を受けた後に、原課にて見積を執行するものとする。この場合において、見積の執行を行い決定したときは、原課は、消費税法の規定による課税事業者は契約変更申込書（様式第29号の4）により、消費税法の規定による免税業者は契約変更申込書（様式第29号の5）により請負者に通知しなければならない。

- 3 前2項の規定により変更する場合で、2回以上の変更をするときの変更割合は、請負代金の現契約額を対象とするものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、契約規則第21条第3項に規定する金額を超えては契約変更ができないものとして、新たな入札又は見積を執行するものとする。
- 5 請負者は、特別の理由があるときは、履行期限の延長の申し出ができるものとし、履行期限の延長申出書（様式第30号）により申し出るものとする。
- 6 請負者から前項の申し出があったときは、これを調査して、やむを得ないと認めるときは、履行期限の延長受理伺（様式第31号）により決裁を受け、支払遅延防止法に規定する遅延利息を付し、当該期限の延長を承認するものとし、履行期限の延長承認書（様式第31号の2）及び第14条第2項の損害金請求書を請負者に送付するものとする。
- 7 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは工期の短縮変更を、工期を延長すべき場合において特別の理由があるときは通常必要とする工期に満たない工期への変更を請負者に請求できる。この場合において、請負代金額を変更する必要があると認められるとき、又は請負者に損害を及ぼし費用の負担が必要と認められるときは、請負者と協議して定めるものとする。
- 8 原課は、諸般の事情により工事の中止をするときは、工事中止伺（様式第32号）により市長の決裁を受け、工事中止通知書（様式第32号の2）により請負者に通知するものとする。
- 9 前項の工事を中止した期間が終了したとき、又は中止する事由が無くなったときは、工事中止解除伺（様式第32号の3）により決裁を受け、工事中止解除通知書（様式第32号の4）により、請負者に通知するものとする。
- 10 原課は、前項までの契約変更に係る契約については、消費税法に規定する課税事業者の場合は契約変更請書（様式第33号）を、消費税法に規定する免税事業者の場合は契約変更請書（様式第33号の2）を請負者に提出させるものとする。
- 11 前項の規定により契約変更請書の提出を受けた場合は、工事変更契約伺（様式第33号の3）により決裁を受け、契約を変更するものとする。この場

合において、工事変更契約伺を兼ねた支出負担行為決議書により決裁を受けるときは、工事変更契約伺を省略することができる。

(給付の検査)

第20条 請負者は、工事の既成部分の給付を受けようとするときは、既成部分検査申込書（様式第34号）に、出来高設計書（様式第34号の2）を添えて申し込むものとする。

2 原課は、前項による検査の申し込みがあったときは、その通知を受けた日から14日以内に請負者又は第18条の現場代理人等の立会いのもと検査を行うものとし、検査員任命伺（様式第35号）により検査職員を決定し、検査命令書（様式第35号の2）によりその旨を検査職員に通知するものとする。この場合において、検査を行う技術的な知識を要する職員がいないときは、技術的な知識を要する職員がいる部署の課長に、検査員の任命について（依頼・回答）（様式第35号の3）により依頼するものとし、原課は、回答を受けたあと検査員任命伺に、依頼した部署の合議を受けるものとする。

3 前項の規定により通知を受けた検査職員は、その検査の結果を既成部分検査調書（様式第36号）に、検査資料（様式第36号の2）及び検査写真を添えて市長に報告するものとし、その結果を既成部分検査結果通知書（様式第36号の2）により、請負者に通知するものとする。

4 請負者は、工事が完成したときは、工事完成通知書（様式第37号）により通知するものとする。

5 原課は、前項の規定による工事完成通知書を受けたときは、その通知を受けた日から14日以内（通知を受けた日を含む。）に請負者又は第18条の現場代理人等の立会いのもと検査を行うものとして、第2項の検査員任命伺により検査職員を決定し、検査命令書によりその旨を検査職員に通知するものとする。

6 検査職員は、その検査の結果、完成を認めることができないときは、工事手直指示伺（様式第38号）により決裁を受け、工事手直指示書（様式第38号の2）により請負者に手直しをさせ、その工事が完了したときに、再度、第4項の工事完成通知書を請負者に提出させるものとする。

7 検査職員及び監督員は、工事完成検査調書（様式第39号）に、第3項の検

査資料及び検査写真を添えて市長に報告するものとする。

8 原課は、前項までの検査を完了し完成を確認したときは、その報告完了日から7日以内（報告日を含む。）に工事完成確認書（様式第40号）により請負者に通知するものとし、この通知日をもって引渡しを受けたものとする。この場合において、当該年度分の工事については、その年度の末日までに通知するものとする。

9 請負代金額130万円以下の工事については、別に定める支出命令書に原課の課長等が押印すること等により、前各項に定める様式を省略することができるものとする。

（請求）

第21条 原課は、前条の給付の検査が完了したときは、請負契約書又は工事請書に基づき期限内に支払いを行うものとし、請負者から次の各号に定める様式により請求を受け支出するものとする。この場合において、各号の請求書と同様の項目があれば、請負者が作成した様式であっても請求を受けることができるものとする。

（1） 部分払請求書（様式第41号）

（2） 完成払請求書（様式第41号の2）

2 原課は、請負契約書で前金払について取り決めたときは、その契約に基づき期限内に支払いを行うものとし、請負者から前金払請求書（様式第41号の3）により請求を受け支出するものとする。この場合において、請求書と同様の項目があれば、請負者が作成した様式であっても請求を受けることができるものとする。

（部分払）

第21条の2 請負者は、第20条第3項の規定により通知を受けたときは、前条第1項第1号の部分払請求書により市長に請求しなければならない。この場合において、請求できる金額は、契約規則第39条に規定する割合によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

（完成払）

第21条の3 市長は、第21条第1項第2号の完成払請求書により請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金額を支払わなければならない。この場合において、支払済みの額があるときは、その額を差引くものとする。

(前金払)

第21条の4 請負者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事の前払金の支払を請求しようとするときは、第21条第2項の前金払請求書に、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約に係る保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に前払金を支払わなければならない。

3 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長及び請負者は、協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わないときには、市長が当該超過額を定め、請負者に通知する。

6 市長は、請負者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法で規定する割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

7 請負者は、第3項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の

支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

- 8 請負者は、請負代金額が減額された場合において保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。
- 9 請負者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市長に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(中間前金払)

第21条の5 請負者は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項に規定する前金払（以下「中間前金払」という。）の請求をしようとするときは、あらかじめ市長に認定請求書（様式第42号）により同項各号に掲げる要件の認定を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、受理した日から7日以内に、監督職員に当該請求に係る認定を行わせ、その結果について、中間前金払認定伺（様式第42号の2）により決裁を受け、認定（調書）通知書（様式第42号の3）により請負者に通知するものとする。
- 3 請負者は、前項の規定により通知を受けたときは、中間前金払請求書（様式第42号の4）に、保証事業会社との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約の保証証書を添えて中間前金払を市長に請求しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 5 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。
- 6 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の

使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、市長及び請負者は、協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わないときには、市長が当該超過額を定め、請負者に通知する。

8 市長は、請負者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法で規定する割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9 中間前払金の支払を受けている請負者については、第21条の4第4項から第6項までの規定は適用しない。

10 第21条の4第7項、第8項及び第9項の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、同条第7項中「第3項」とあるのは「第21条の5第5項」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と、第9項中「前払金額」とあるのは「中間前払金額」と読み替えるものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第21条の6 市長は、債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び当該支払限度額に対応する出来高予定額を請負契約書において定めるものとする。

2 市長は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第21条の7 債務負担行為に係る契約の前払金については、第21条の4中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第21条の4中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第21条の2第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、当該契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度において

は、請負者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、前項の規定による読替え後の第21条の4第1項の規定にかかわらず、請負者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度以降の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第21条の4第1項の規定にかかわらず、請負者は、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第21条の4第1項の規定にかかわらず、請負者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第21条の4第9項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第21条の8 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、請負者は、当該会計年度の当初に、当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 市長は、部分払を請求できる回数を各会計年度毎に請負契約書において定めるものとする。

(第三者による代理受領)

第21条の9 請負者は、市長の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領に

つき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により、請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する支払請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第21条及び第21条の2の規定に基づく支払をしなければならない。

(一般的損害)

第21条の10 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条又は第21条の12第1項に規定する損害を除く。）は、請負者の負担とする。ただし、その損害（第21条の14第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。次条第1項において同じ。）のうち市長の責に帰すべき理由により生じたものについては、市長が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第21条の11 請負者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち市長の責に帰すべき理由により生じたものについては、市長が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市長がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。

(不可抗力による損害)

第21条の12 請負者は、工事目的物の引渡し前に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で市長又は請負者の双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、請負者は、その事実発生後直ちにその状況を書面をもって市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項

の損害（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第21条の13第1項の規定により付された保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面をもって請負者に通知しなければならない。

- 3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市長に請求することができる。
- 4 市長は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第17条第1項及び第4項又は第20条第2項の規定による検査、立会その他請負者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。
 - (2) 工事材料で通常妥当と認められるものに関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額がその額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の

100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差引いた額」として同項を適用する。

(瑕疵担保責任)

第21条の13 市長は、工事目的物に瑕疵があるときは、請負者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市長は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第20条の2第2項(第20条の3において準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年(木造の建物及び設備工事等については1年)以内にこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が請負者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 市長は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに書面をもって請負者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、請負者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 市長は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は市長若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、請負者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第21条の14 請負者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 請負者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこ

れに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

- 3 請負者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(工事成績の評定)

第22条 建設工事の成績評定は、市長が別に定める要領に基づき行うものとする。

附 則

この規則は、平成18年12月8日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に収入役が在職しているときは、その任期中に限り、この規則による改正後の会計管理者にかかる規定の適用については、「会計管理者」を、「収入役」と読替えるものとする。

附 則 (平成20年3月26日規則第26号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月30日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規則第16号)

この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第9条第2項の規定は、平成20年3月6日から適用する。

附 則 (平成21年11月1日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月25日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年10月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日規則第14号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年1月4日規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（平成26年3月3日規則第6号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年12月9日規則第32号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（平成28年3月9日規則第15号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に締結した契約は、なお従前の例による。
 - 附 則（平成29年2月24日規則第5号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成31年3月29日規則第18号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（令和元年9月27日規則第11号）
この規則は、令和元年10月1日から施行する。
 - 附 則（令和3年1月6日規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（令和5年6月30日規則第33号）
この規則は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

工 事 起 工 伺

市 長	副市長	部 長	課 長	班 長	班 員	第 号	
						起案 年 月 日 決裁 年 月 日	
合 議	部 長	課 長	班 長	班 員	起 案 者	所 属 部 課 班 取 扱 者 内 線 番 号	
						㊦	
審 査 合 議	総務課長	契約班	財務課長	財政班	社教課長	下記のとおり起工して よろしいか伺います。	
年 度	会 計	款	項	目	事 業 番 号	節	予 算 残 高
							引 当 予 算 額
工 事 名		工 事			箇 所 名	西 海 市 町 地 内	
工 事 設 計 額		円 (内、消費税相当額 円) 設計内訳は別添のとおり		入札保証金		有り ・ 無し	
				予定価格調書		有り ・ 省略	
				契約保証金		落札額(300万円超)の10%	
				工事日数		日間(年 月 日限り)	
実 施 方 法		請 負 ・ 直 営		契 約 見 込 日	落 札 決 定 後 7 日 以 内		
契 約 方 法		一 般 競 争 入 札 ・ 指 名 競 争 入 札 ・ 随 意 契 約 (130 万 円 超 ・ 130 万 円 以 下)					
随 意 契 約 理 由	130万円超	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号					
	130万円以下	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(1)					
	1者とする理由						
工 事 の 実 施 理 由 及 び 概 要							

備考1 必要に応じ設計担当部署に合議すること。

2 工事設計額20万円超及び予算の流・充用があるときは、財務課長に、指定文化財に関連する工事の場合は、社会教育課長（社教課長）に合議すること。

3 1者とする理由は、地方自治法施行令条項各号に該当する理由を記載すること。

様式第1号の2（第2条関係）

部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

部 課
課長

様

部 課
課長

㊟

積算設計書等の作成について（依頼・回答）

下記工事の積算設計書等の作成について、関係書類を添えて依頼（回答）します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所 西海市 町 地内
- 3 作成件名
- 4 関係書類
 - 1)
 - 2)
 - 3)
- 5 依頼者（作成者）職氏名

備考1 依頼の場合は、「・回答」、「(回答)」及び「(作成者)」を削り使用すること。

2 回答の場合は、「依頼・」、「依頼（）」及び「依頼者（）」を削り使用すること。

様式第2号（第3条関係）

部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

総務部長 様

部 課

課長

㊟

入札の執行について（依頼）

下記工事の入札執行について準備が整ったので、関係書類を添えて提出します。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 工事場所 西海市 町 地内

4 関係書類

- 1) 工事起工伺（写）
- 2) 工事設計書
- 3) 事業概要調書
- 4) 業者選定調書（案）
- 5) 縦覧設計書及び仕様書等（クリップ止め、2部）
- 6) ホームページ掲載用ファイル

備考1 工事起工伺の決裁後、総務課に提出すること。

2 事業概要調書は、工事設計額 500 万円未満については省略することができる。

様式第4号（第3条関係）

事業概要調書

工事番号	第 号
工 事 名	工 事
工事場所	西海市 町 地内
工事概要	
財源内訳	財源名 国費 円 () 県費 円 () 起債 円 () 一般 円 計 円

備考 工事設計額 500 万円未満のものについては、省略することができる。
財源内訳の () 内には、財源名称を記入すること。

様式第5号（第3条関係）

業者選定調書（案）

工事番号：第 号

工事名： 工事

工事場所：西海市 町 地内

選定工種： 選定ランク：

商号又は名称	代表者	所在地	備考

様式第5号の3（第3条関係）

部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日
 決裁 年 月 日

競争見積指名請負人選定伺

下記のとおり見積人を決定し、別紙のとおり見積執行通知を行ってよろしいか伺います。

記

工事番号 : 第 号

工事名 : 工事

工事場所 : 西海市 町 地内

商号又は名称	代表者	所在地	電 話・FAX

備考 工事設計額 130 万円以下で2者以上の見積人を指名するときに使用すること。

様式第 6 号（第 4 条関係）

市 長	副市長	総務部長	総務課長	班 長

起案 年 月 日
 決裁 年 月 日

競争入札指名請負人選定伺

下記のとおり指名請負人を決定し、別紙のとおり入札執行通知を行ってよろしいか伺います。

記

工事番号 : 第 号

工 事 名 : 工事

工事場所 : 西海市 町 地内

商号又は名称	代表者	所在地	電 話・FAX

備考 工事設計額 130 万円超となる場合に使用すること。

様式第6号の2（第4条関係）

副市長	総務部長	総務課長	班 長

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

建設工事指名審査委員会開催伺

下記工事の入札を執行したいので、西海市建設工事指名審査委員会規程に基づき、委員会を開催してよろしいか伺います。

記

1. 工事番号 第 号

2. 工事名

工事

3. 開催日時 年 月 日
午前（午後） 時 分開会

4. 開催場所 会議室

様式第6号の3（第4条関係）

年 月 日

建設工事指名審査委員会委員 様

建設工事指名審査委員会
委員長 (印略)

建設工事指名審査委員会開催通知

下記工事の入札を執行したいので、西海市建設工事指名審査委員会規程に基づき委員会を開催しますので、ご参集下さい。

記

1. 工事番号 第 号

2. 工事名

工事

3. 開催日時 年 月 日
午前（午後） 時 分開会

4. 開催場所 会議室

様式第6号の4（第4条関係）

市長

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

建設工事指名審査委員会報告書

西海市長 様

西海市建設工事指名審査委員会
委員長 ㊟

入札参加者の資格審査を行ったので、西海市建設工事指名審査委員会第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査年月日 年 月 日
2. 審査内容 工事指名
3. 工事番号 第 号
4. 工事名 工事
5. 選定業者 別紙業者選定調書（案）のとおり

入札執行通知書

第 号
年 月 日

様

西海市長

印

下記工事の入札を執行しますので、記載事項留意の上、ご参集下さい。

記

1. 工事番号 : 第 号
2. 工事名 : 工事
3. 工事場所 : 西海市 町 地内
4. 縦覧設計書閲覧 期間 : 年 月 日～ 年 月 日
時間 : 午前9時00分～午後5時00分（設計図書借用1時間以内）
場所 : 質疑期限 : 年 月 日
5. 入札執行 日時 : 年 月 日 時 分
場所 :
6. 入札保証金
(1) 免除する
ただし、落札した場合において、契約を締結しないときは、落札額の100分の5を損害金として請求する。
(2) 第1回目入札金額の100分の5以上を納めなければならない。
ただし、保険会社との間に西海市長を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、又は前2箇年度において、他の地方公共団体（公共、公団を含む。）との間に規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことの確認できる書面を提出したときは免除する。なお、落札した場合において、契約を締結しないときは、納入された入札保証金の返還はしない。又は落札金額の100分の5を損害金として請求する。
7. 最低制限価格 有り（無し）
8. 無効入札 西海市契約規則第12条に該当するとき。
9. 工事日数 日間（年 月 日限り）
10. 代理入札 本人の委任状を提出すること。
11. 入札書記載要領 入札書には消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
12. 入札回数は、3回とする。
13. 落札後 落札決定通知書を受領後、期限までに工事請負契約を締結すること。契約保証金、前払金及び部分払金については西海市契約規則により取り扱うこととする。
14. 最低制限価格の設定方法について
最低制限価格の設定に係るランダム係数は以下により行う。
・最低制限価格ランダム係数の範囲＝○. ○～○. ○（予定価格に対する掛け率）

様式第7号の2（第5条関係）

見積執行通知書

第 号
年 月 日

様

西海市長 国
(担当：原課名)

下記工事の見積を執行しますので、記載事項留意の上、ご来庁下さい。

記

1. 工事番号 : 第 号
2. 工事名 : 工事
3. 工事場所 : 西海市 町 地内
4. 工事日数 : 日間 (年 月 日限り)
5. 見積執行 日時: 年 月 日 時 分
場所:
6. 代理見積 本人の委任状を提出すること。
7. 見積書記載要領
 - (1) 見積書の宛名は、西海市長とすること。
 - (2) 見積の意志がない場合は、関係書類を返却して見積辞退届を提出すること。
 - (3) 見積書には、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
8. 最低制限価格 無し
9. 見積回数は、3回とする。
10. 決定後 見積決定通知書を受領後、期限までに工事請負契約締結又は工事請書を提出すること。
11. その他の事項については、西海市契約規則の定めるところによる。

様式第8号（第5条関係）

縦覧設計書閲覧申請書

閲覧者

住所 _____

会社名 _____

氏名 _____

閲覧日 : 年 月 日

閲覧時間 : 時 分 ~ 時 分 (午前9時~午後5時の間)

借用時間 : 時 分 ~ 時 分 (1時間以内)

返却時間 : 時 分 確認者氏名 : 貸出 _____ 返却 _____

工事番号 : _____

工事名 : _____

様式第9号（第5条関係）

入札制度に関する質疑は下記へ（○を記入）

設計内容に関する質疑は下記へ（○を記入）

F A X	総務部 総務課	-	-	
-------	---------	---	---	--

F A X		-	-	
-------	--	---	---	--

質 疑 書（回答書）

質疑期限： 年 月 日 時 分迄

工事番号	第 号
工事名	工事
年 月 日	質疑者
質 疑 内 容	
年 月 日	回答者
回 答 内 容	

備考1 質疑は、この質疑書により行い、電話、面会による質疑はしないこと。

2 質疑に対する回答は、西海市ウェブサイト又はF A X等により回答します。

様式第9号の2（第5条関係）

部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
				決裁 年 月 日

入札（見積）執行取消伺

下記工事の入札（見積）について、当該執行通知を下記のとおり取り消し、別添のとおり通知してよろしいか伺います。

記

1 入札（見積）執行日 年 月 日

2 工事番号 第 号

3 工事名 工事

4 取消理由

--

備考 見積の場合、「入札（ ）」を削り使用すること。

様式第9号の3（第5条関係）

入札（見積）執行取消通知書

第 号

年

月 日

様

西海市長

印

下記工事の入札（見積）について、都合により当該執行通知を下記のとおり取消したので、通知します。

記

1 入札（見積）執行日 年 月 日

2 工事番号 第 号

3 工事名 工事

4 取消理由

--

備考 取消の場合、「入札（ ）」を削ること。

様式第10号（第6条関係）

入札辞退届

年 月 日

西海市長
様

住所
商号又は名称
代表者名 ㊦

下記工事について指名を受けましたが都合により入札を辞退します。

記

1. 入札執行日 年 月 日
2. 工事番号 第 号
3. 工事名 工事
4. 辞退理由
様式第10号の2（第6条関係）

見積辞退届

年 月 日

西海市長
様

住所
商号又は名称
代表者名 ㊦

下記工事について指名を受けましたが都合により見積を辞退します。

記

1. 見積執行日 年 月 日
2. 工事番号 第 号
3. 工事名 工事
4. 辞退理由

様式第10号の3（第6条関係）

入札（見積）欠席理由について

年 月 日

商号又は名称
代表者

様

西海市長



下記工事の入札（見積）に欠席をされましたので、その理由について別紙の入札（見積）欠席理由書を提出してください。なお、提出がない場合は、本年度の入札（見積）に参加希望が無いものとみなします。

記

1. 入札（見積）執行日 年 月 日

2. 工事番号 第 号

3. 工事名 工事

備考 見積の場合、「入札（ ）」を削り使用すること。

様式第10号の4（第6条関係）

入札（見積）欠席理由書

年 月 日

西海市長
様

住所
商号又は名称
代表者名 ㊦

下記工事の入札（見積）の欠席について、下記理由により欠席したので届けます。今後は、欠席しないよう充分注意いたします。

記

1. 入札（見積）執行日 年 月 日
2. 工事番号 第 号
3. 工事名 工事
4. 欠席理由

備考 見積の場合、「入札（ ）」を削り使用すること。

様式第11号（第6条関係）

入札書

年 月 日

西海市長 様

入札者 住所
商号又は名称
代表者名 ㊟
(代理人 ㊟)

下記工事を請負いたいで、下記金額をもって入札します。

記

¥

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 地内
- 4 工事日数 日間（年 月 日限り）

- 備考1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。
 - 3 代理人が行う入札においては、「代表者名」の下段に「代理人名」を加えて使用すること。（この場合、代理人の印のみで可。代表者印は不要。）
 - 4 JVによる入札で使用するときは、住所を削り、商号又は名称の欄にJV名、代表者名の欄に代表構成員名及び代表構成員の代表者名を記載すること。

様式第11号の2（第6条関係）

見 積 書

年 月 日

西海市長 様

見積者 住所
商号又は名称
代表者名 ④
(代理人) ④

下記工事を請負いたいで、下記金額をもって見積します。

記

¥

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 地内
- 4 工事日数 日間（年 月 日限り）

- 備考1 見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。
 - 3 代理人が行う見積においては、「代表者名」の下段に「代理人名」を加えて使用すること。（この場合、代理人の印のみで可。代表者印は不要。）

様式第11号の3（第7条関係）

（表）

入札（見積）用封筒

入札（見積）書	
第 号	
工事名	
	住所
	商号又は名称
	代表者名 ㊟
	(代理人 ㊟)

（裏）

備考1 封筒の大きさは、標準規格長3を使用すること。

2 代理人が行う入札（見積）においては、「代表者名」の下段に「代理人名」を加えて

使用すること。（この場合、代理人の印のみで可。代表者印は不要。）

3 入札の場合は、「（見積）」を削除、見積の場合は、「入札（ ）」を削除して使用すること。

4 封筒の閉じている箇所（3箇所）に押印すること。（糊付けをしない場合は不要。）

様式第12号（第7条関係）

委任状

年 月 日

西海市長
様

入札（見積）者 住所
商号又は名称
代表者名 ㊟

下記工事の入札（見積）に関し、一切の権限を委任いたします。
記

- | | | | |
|---|------|-------------|----|
| 1 | 工事番号 | 第 号 | |
| 2 | 工事名 | | 工事 |
| 3 | 工事場所 | 西海市 町 地内 | |
| 4 | 工事日数 | 日間（年 月 日限り） | |
| 5 | 代理人 | 職
氏名 | ㊟ |

備考 入札の場合は、「（見積）」を削除、見積の場合は、「入札（ ）」を削除して使用する。

様式第12号の2（第7条関係）

（表）

委任状用封筒

委任状	
第 号	
工事名	
	住所 商号又は名称 代表者名 ㊟

（裏）

- 備考1 封筒の大きさは、標準規格長3を使用すること。
2 封筒の閉じている箇所（3箇所）に押印すること。

様式第13号（第8条関係）

部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
				決裁 年 月 日

入札（見積）執行変更（中止）伺

下記工事の入札（見積）について、当該執行通知を下記のとおり変更（中止）し、別添のとおり通知してよろしいか伺います。

記

1 当初入札（見積）執行日 年 月 日
変更入札（見積）執行日 年 月 日

2 工事番号 第 号

3 工事名 工事

4 変更（中止）理由

--

備考 中止の場合、変更入札執行日及び「変更（ ）」を削り使用すること。

様式第13号の2（第8条関係）

入札（見積）執行変更（中止）通知書

第 号
年 月 日

様

西海市長

印

下記工事の入札（見積）について、都合により当該執行通知を下記のとおり変更（中止）したので、通知します。

記

1 当初入札（見積）執行日 年 月 日
変更入札（見積）執行日 年 月 日

2 工事番号 第 号

3 工事名 工事

4 変更（中止）理由

--

備考 中止の場合、変更入札（見積）執行日及び「変更（ ）」を削ること。

様式第14号（第9条関係）

工事番号	第 号
------	-----

確 認 印	市長	副市長

予 定 価 格 調 書

工事名	工事
工事場所	西海市 町 地内
予 定 価 格	入札書比較価格 円
最低制限価格 最低制限価格 ランダム係数	入札書比較価格 円 〇. 〇〇〇〇

- ※1 上記金額に、100分の10に相当する額を加算した金額がそれぞれの価格である。
 ※2 最低制限価格ランダム係数は、小数点以下第6位までの任意の数値とする。
 ※3 最低制限価格は、千円未満を切り捨てた金額とする。

上記のとおり決める。

年 月 日
 入札執行者職氏名



様式第14号の2（第9条関係）

工事番号	第 号
------	-----

予 定 価 格 調 書

工事名	工事
工事場所	西海市 町 地内
予定価格	入札書（見積書）比較価格 円

- ※1 上記予定価格は、110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を記載する。
- 2 予定価格調書省略伺により、予定価格調書の作成を省略した場合は、本調書は不要とする。
- 3 本調書は、設計額130万円超の原課執行の入札又は見積に使用する。

上記のとおり決める。

年 月 日

入札（見積）執行者職氏名

㊟

様式第14号の3（第9条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合議	総務課長	班長	班員

予定価格調書省略何

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 工事場所 西海市 町 地内

4 省略する理由

備考 工事設計額 130 万円超の工事で、特に省略する理由がある場合に使用すること。

様式第15号（第10条関係）

入札保証金調書

工事番号 : 第 号

工事名 :

工事

工事場所 : 西海市 町 地内

入札年月日 : 年 月 日

商号又は名称	代表者名	金額	適用条文

様式第16号（第10条関係）

保証金還付請求書

年 月 日

西海市長

様

請負者 住 所
氏 名

㊦

年 月 日に預けた下記工事の保証金を還付して下さい。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 工事場所 西海市 町 地内

4 保証金の額 円

5 振込口座 振込先
口座番号
口座名義人

様式第17号（第11条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日
 決裁 年 月 日

入 札 結 果 表

工事番号 第 号

工 事 名 _____ 入札年月日 年 月 日

工事場所 _____ 入札場所

予 定 価 格 _____ 円 落札価格 _____ 円

最低制限価格 _____ 円 落札率 (%)

予定価格との差額 _____ 円

指 名 業 者 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札		備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格である。

様式第17号の2（第11条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日

見 積 結 果 表

工事番号 第 号

工 事 名 _____ 見積年月日 年 月 日

工事場所 _____ 見積場所

予 定 価 格 _____ 円 落札価格 _____ 円

落札率 (%)

予定価格との差額 _____ 円

	指名業者名	第1回見積	第2回見積	第3回見積		備考
1						
2						
3						
4						
5						

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格である。

様式第18号（第11条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

第 号
年 月 日

様

西海市長

印

落札決定通知書

年 月 日入札を行った結果、次のとおり落札したので通知します。なお、期限までに西海市建設工事標準請負契約書を作成し、提出して下さい。

- 1 工事場所 西海市 町 地内
- 2 工事番号 第 号
- 3 工事名 工事
- 4 請負代金額 円
（うち取引に係る消費税額 円）
- 5 工期 日間（年 月 日限り）
- 6 契約保証金 円（免除）
- 7 契約期限 年 月 日
- 8 提出書類 (1) 請負契約書（縦覧設計書及び仕様書添付）
(2) 工程表 (3) 現場代理人等決定通知書
- 9 提出先 部 課

※ 上記期限までに契約書を提出しなければ、落札者としての権利を失います。

様式第18号の2（第11条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

第 号
年 月 日

様

西海市長

印

見積決定通知書

年 月 日見積を行った結果、次のとおり決定したので通知します。なお、期限までに西海市建設工事標準請負契約書又は工事請書〔西海市建設工事標準請負契約書〕を作成し、提出して下さい。

- 1 工事場所 西海市 町 地内
- 2 工事番号 第 号
- 3 工事名 工事
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税額 円)
- 5 工期 日間(年 月 日限り)
- 6 契約保証金 円 (免除)
- 7 契約期限 年 月 日
- 8 提出書類 (1) 請負契約書又は工事請書 {請負契約書} (縦覧設計書及び仕様書添付)
(2) 工程表 { (3) 現場代理人等決定通知書}
- 9 提出先 部 課

※ 上記期限までに契約書又は請書 {契約書} を提出しなければ、決定者としての権利を失います。

備考 請負代金額 130 万円以下の工事に使用し、130 万円超の工事には、{ } 書きに置き換えて使用すること。

様式第19号（第11条関係）

総務課長	班 長	起案者

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

年 月 日

様

総務部長

(印略)

入札完了通知

下記工事の入札が完了したので通知します。
なお、関係書類を送致しますので、契約事務を進めて下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工 事 名 工事
- 3 入札年月日 年 月 日
- 4 落札額 円
(うち取引に係る消費税額 円)
- 5 落札業者

様式第19号の2（第11条関係）

課長	班長	起案者

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

第 号
年 月 日

様

西海市長 印

落札不決定通知書

年 月 日見積を行った結果、次のとおりとなり、貴台の見積については、不決定としたので通知します。

1 工事場所 西海市 町 地内

2 工事番号 第 号

3 工事名 工事

4 落札者名

5 落札金額 円
(うち取引に係る消費税額 円)

様式第20号（第12条関係）

工事請負契約伺

市長	副市長	部長	課長	班長	班員	第号
						起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
審査 合議	総務課長	班長	班員	起 案 者	所属 部 課 班	
					取扱者	④
下記のとおり契約してよろしいか伺います。						
年度	会計	款	項	目	事業番号	節
工事名	工事				箇所名	西海市 町 地内
請負代金額	(内、消費税相当額		円		契約年月日	年 月 日
			円)		着工年月日	年 月 日
					完成年月日	年 月 日
契約保証金	円（免除）		事由			
契約者 住所 氏名						
契約の概要						

備考1 請負契約書（案）を添付すること。

2 この工事請負契約伺は、別に定める契約伺を兼ねた支出負担行為決議書により決裁を受けるときは省略できるものとする。

3 請負代金額 20 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第20号の2（第12条関係）

工 事 請 書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住所
氏名 ㊦

下記のとおり工事を請けましたので、提出します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 地内
- 4 請負代金額 円（内、消費税相当額 円）
- 5 工事期間 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間
- 6 別冊設計図書のとおり
- 7 支払い 完成検査に合格した後に請求を行い、請求を受けた日から40日以内に請負代金額を支払わなければならない。なお、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条（以下「遅延防止法」という。）に規定する率の割合で計算した額の遅延利息を市長に請求することができる。
- 8 履行延滞の損害金 期間内に工事を完成することが出来ない場合は、遅延日数に応じ遅延防止法に規定する率の割合で計算した額を請負者が支払うものとする。
- 9 その他 この工事請書に定めのない事項については、西海市契約規則（平成17年西海市規則第55号）に定めるもののほか、必要に応じて協議して定める。

様式第21号（第12条の2関係）

下請負人報告書（当初）

年 月 日

西海市長

様

請負者 住所
氏名

㊦

下記のとおり下請負人を決定したので、報告します。

記

工事番号 第 号

工事名

工事

工事場所 西海市 町 地内

下請負人 1

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市 町
下請負人の内容	

下請負人 2

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市 町
下請負人の内容	

下請負人 3

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市 町
下請負人の内容	

備考1 一括下請負は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条より、禁止されているので注意すること。

また、一括下請負人の禁止は、元請、下請け、孫請けに関係なく、発注者及び受注者に対して適用されるので注意すること。

2 下請負人が、4者(社)以上となる場合は、別途用紙を継ぎ足して報告すること。

様式第21号の2（第12条の2関係）

下請負人報告書（完成）

年 月 日

西海市長

様

請負者 住所
氏名

㊦

下記のとおり下請負させたので、報告します。

記

工事番号 第 号

工事名

工事

工事場所 西海市 町 地内

	商号又は名称	住 所	下 請 工 事 の 内 容	下請負額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考 一括下請負は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条より、禁止されているので注意すること。また、一括下請負の禁止は、元請、下請け、孫請けに関係なく、発注者及び受注者に対して適用されるので注意すること。

様式第22号（第13条関係）

契 約 保 証 金 調 書

工事番号 : 第 号

工 事 名 :

工事

工事場所 : 西海市 町 地内

入札年月日 : 年 月 日

商号又は名称	代表者名	金 額	適用条文

様式第23号（第14条関係）

契約辞退届

年 月 日

西海市長

様

称

住所
商号又は名

代表者名

㊟

下記工事について落札しましたが、都合により契約を辞退します。なお、損害金（落札額の100分の5）を請求されても異議はありません。

記

1 入札（見積）執行日 年 月 日

2 工事名 工事

3 落札金額 円

4. 辞退理由

備考 入札の場合は、「(見積)」を削り、見積の場合は、「入札（ ）」を削って使用すること。

様式第23号の2（第14条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合 議	総務課長	班長	班員

契約辞退受理伺

年 月 日付けで契約辞退の届けがあった下記工事について、受理することとして、別添の損害金請求書を送付してよろしいか伺います。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 落札者名

4 落札金額 円

5. 辞退理由

備考 落札金額 20 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第23号の3（第14条関係）

損害金請求書

年 月 日

様

西海市長

印

年 月 日に契約辞退届（契約解約申出書）があった下記の工事は、規定の損害金を請求することとしたので、別添納付書により納付して下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 落札（契約）金額 円
- 4 損害金 円
- 5 納入期限 別添納付書記載のとおり

備考1 契約締結後は、納められた契約保証金又は担保された契約保証金があるときは、損害金の額からこれを差引くものとする。

- 2 契約辞退届があったときは、「（契約解約申出書）」及び「（契約）」を削り、契約解約申出書があったときは、「契約辞退届（ ）」及び「落札（ ）」を削り使用すること。

様式第24号（第15条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合 議	総務課長	班長	班員

契約解除伺

年 月 日付けで契約した下記工事について、都合により契約を解除することとして、別添の契約解除通知書を送付してよろしいか伺います。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 請負者名

4 請負代金額 円

5 契約解除の理由

備考1 解除の理由には、その理由の外、契約書の根拠条項を明示すること。

2 請負代金額 20 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第24号の2（第15条関係）

契 約 解 除 通 知 書

年 月 日

様

西海市長



年 月 日に締結した下記工事の契約は、都合により解除します。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 請負代金額 円

4 解除の理由

備考 解除の理由には、その理由の外、契約書の根拠条項を明示すること。

様式第25号（第15条関係）

契約解約申出書

年 月 日

西海市長
様

請負者 住 所
氏 名 ㊦

年 月 日締結した下記工事について、都合により契約を解約することを申し出ます。
なお、損害金（請負代金額の100分の10）を請求されても異議はありません。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3. 請負代金額 円

4. 解約理由

備考 解約の理由には、その理由の外、契約書の根拠条項を明示すること。

様式第25号の2（第15条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合 議	総務課長	班長	班員

契約解約受理伺

年 月 日付けで契約解約の申し出があった下記工事について、受理することとして、別添の損害金請求書を送付してよろしいか伺います。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 請負者名

4 請負代金額 円

5 解約理由

備考1 解約の理由には、その理由の外、契約書の根拠条項を明示すること。

2 請負代金額 20 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第26号（第16条関係）

	課長	班長	起案者
合 議	課長	班長	

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

監督職員決定（変更）伺

下記のとおり監督職員を決定（変更）し、別紙のとおり通知してよろしいか伺います。

記

工事番号	第 号	
工事名	工事	
工事場所	西海市 町 地内	
監督職員	職 氏 名	摘 要
監督員		
主任監督員		

備考1 監督職員は契約締結時までに決定し、請負者に通知すること。

2 監督職員決定伺いは、請負代金額 130 万円以下の工事及び監督職員を特に定める必要がない工事については省略することができる。

3 決定の場合は、「(変更)」を削り、変更の場合は、「決定 ()」を削り使用すること。

様式第26号の2（第16条関係）

監督職員決定（変更）通知書

年 月 日

様

西海市長

印

下記のとおり監督職員を決定（変更）したので通知します。

記

工事番号	第 号	
工事名	工事	
工事場所	西海市 町 地内	
監督職員	職 氏 名	摘 要
監督員		
主任監督員		

備考 決定の場合は、「(変更)」を削り、変更の場合は、「決定 ()」を削り使用する
こと。

様式第26号の3（第16条関係）

部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日
 決裁 年 月 日

部 課
 課長 様

部 課
 課長 ㊦

監督職員の決定について（依頼・回答）

下記工事の監督職員の決定について、依頼（回答）します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所 西海市 町 地内
- 3 期間 着工の日から検査完了の日まで
- 4 監督職員職氏名

備考 依頼の場合は、「・回答」、「(回答)」及び「4 監督職員職氏名」を削り、回答の場合は、「依頼・」及び「依頼 ()」を削り使用すること。

様式第27号（第17条関係）

主任監督員

年 月 日

監督員 職 氏名



監 督 日 誌

1 工事番号 第 号

2 工 事 名

工事

3 工事場所 西海市 町 地内

4 監督の内容

記事

備考 監督日誌は、請負代金額 130 万円以下の工事及び記録を要しない工事については、省略することができる。

様式第27号の2（第17条関係）

部長	課長	主任監督員	監督員

現場代理人	主任（監理）

工事指示及び記録簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他()			
工事番号	第 号	請負者名		
工事名	工事			
工事場所	西海市 町 地内			
(内 容)				

添付図 葉、 その他添付図書				
処理内容・回答欄				

処理・ 回答	発注者	上記について	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理	します
			<input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
	請負者	上記について	<input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告	します
			<input type="checkbox"/> その他()	年 月 日

- 備考1 工事指示及び記録簿は、発注者と請負者間で取り交わす指示、協議、通知、承諾、提出及び報告等の文書として使用する。
- 2 工事毎に保管し、検査時に検査職員に提示する。
- 3 変更指示については、この工事指示及び記録簿に整理されていなければ変更対象とならない。

様式第28号（第18条関係）

現場代理人等決定（変更）通知書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記のとおり決定（変更）したので通知します。

(A) 「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」との兼務(該当に○)

<input type="checkbox"/>	兼務はありません
<input type="checkbox"/>	兼務があり、別途協議願います

記

工事番号 第 号
工事名 工事
工事場所 西海市 町 地内

1 現場代理人

氏名（フリガナ）	生年月日

(B) 「他の工事(国・県等含む)の現場代理人又は配置技術者」との兼務(該当に○)

<input type="checkbox"/>	兼務はありません
<input type="checkbox"/>	兼務があり、別途協議願います

2 主任技術者・監理技術者

役職	氏名（フリガナ）	生年月日	資格の名称・期間等
主任技術者			
監理技術者			

(C) 請負金額 4,000 万円以上の場合、「他の工事(国・県等含む)の現場代理人又は配置技術者」との兼務(該当に○)
主任技術者・監理技術者（兼務があるものを○で囲む）

<input type="checkbox"/>	兼務はありません
<input type="checkbox"/>	兼務があり、別途協議願います

3 専門技術者

氏名（フリガナ）	生年月日	資格の名称・期間等

- 備考 1 必要が無い項目は省略することができる。
- 2 現場代理人等決定（変更）通知書は、請負代金額 130 万円以下の工事及び現場代理人等を要しない工事については省略することができる。
- 3 決定の場合は、「(変更)」を削り、変更の場合は、「決定 ()」を削ること。
- 4 資格の名称・期間等 欄には、建設業法のうち該当するものを記入するとともに、当該工事に必要な資格者証等の写しを添付する（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること）。

様式第29号（第19条関係）

工 事 変 更 伺

市 長	副市長	部 長	課 長	班 長	班 員	第 号
						起案 年 月 日 決裁 年 月 日
合 議	部 長	課 長	班 長	班 員	起 案 者	所 属 部 課 班 取 扱 者 内 線 番 号
						㊦
審 査 合 議	総務課長	契約班	財務課長	財政班	社教課長	下記のとおり変更してよろしいか伺います。
年度	会計	款	項	目	事業番号	節
工事名	工 事				箇所	西海市 町 地内
変 更 の 概 要						
現設計額	変更設計額	現契約	着工 年 月 日			
円	円	工期	完成 年 月 日			
現契約額	変更予定額	工事日数	日間延長（変更無し）			
円	円	契約方法	随意契約			
変更割合（%）	増（減）額	根拠法	地方自治法施行令167条の2第 項第 号			
〇．〇〇	円	契約変更	西海市契約規則第29条第 項			
		見積聴取	西海市契約規則第21条第 項第 号			
変更の理由及び概要						
現契約額／現設計額×変更設計額＝変更予定額						

- 備考1 合議欄及び審査合議欄は、工事起工伺に規定する合議を受けること。
- 2 設計変更後の額が、130万円以下で、かつ、設計変更前の額の2割以内の場合は、決裁後、契約変更申込書を送付すること。
- 3 設計変更後の額が、130万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超える場合は、見積決定後、契約変更申込書の決裁を受け送付すること。なお、契約変更により契約金額を増額できる範囲は、西海市契約規則第21条第3項による。また、2回目以降の変更は、変更する総額が契約金額を増額できる範囲を超えられない。

様式第29号の2 (第19条関係)

契約変更申込書

年 月 日

様

西海市長

印

工事番号 第 号

工事名

工事

年 月 日に締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。
なお、この契約変更について異議がなければ、別紙の契約変更請書を送付してください。

記

- | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|----------|---|---|---|----|---|---|
| 1 | 現請負代金額 | ¥ | | | | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | ¥ | | | | | |) |
| 2 | 変更請負代金額 | ¥ | | | | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | ¥ | | | | | |) |
| 3 | 請負代金額の増(減)額 | ¥ | | | | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 | ¥ | | | | | |) |
| 4 | 現契約工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 | | | |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 | 日間 | | |
| 5 | 変更契約工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 | | | |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 | 日間 | | |
| 6 | 部分払回数 | 現回数 | | | | 回 | | |
| | | 変更回数 | | | | 回 | | |
| 7 | 支払限度額等 | 現支払限度額 | | | | 年度 | ¥ | |
| | | 変更支払限度額 | | | | 年度 | ¥ | |
| | | 現出来高予定額 | | | | 年度 | ¥ | |
| | | 変更出来高予定額 | | | | 年度 | ¥ | |
| 8 | 変更内容 | 別添のとおり。 | | | | | | |

備考1 この申込書は、内容等の軽微な変更により、市長において変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、請負者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

様式第29号の3（第19条関係）

契約変更申込書

年 月 日

様

西海市長

印

工事番号 第 号

工事名

工事

年 月 日に締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。
なお、この契約変更について異議がなければ、別紙の契約変更請書を送付してください。

記

- | | | | | | | |
|---|-------------|-----------------|---|----|---|----|
| 1 | 現請負代金額 | ¥ | | | | |
| 2 | 変更請負代金額 | ¥ | | | | |
| 3 | 請負代金額の増(減)額 | ¥ | | | | |
| 4 | 現 契 約 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 | |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 | 日間 |
| 5 | 変 更 契 約 工 期 | 着 工 | 年 | 月 | 日 | |
| | | 完 成 | 年 | 月 | 日 | 日間 |
| 6 | 部 分 払 回 数 | 現回数 | 回 | | | |
| | | 変更回数 | 回 | | | |
| 7 | 支 払 限 度 額 等 | 現 支 払 限 度 額 | | 年度 | | ¥ |
| | | 変 更 支 払 限 度 額 | | 年度 | | ¥ |
| | | 現 出 来 高 予 定 額 | | 年度 | | ¥ |
| | | 変 更 出 来 高 予 定 額 | | 年度 | | ¥ |
| 8 | 変 更 内 容 | 別添のとおり。 | | | | |

備考 この申込書は、内容等の軽微な変更により、市長において請負代金額等を提示して申込みをする場合で、請負者が消費税法の規定による免税事業者であるときに使用する。

様式第29号の4 (第19条関係)

契約変更申込書

年 月 日

様

西海市長

印

工事番号 第 号

工事名

工事

年 月 日に締結した工事の請負契約は、見積(協議)の結果、下記のとおり変更することになったので、別紙の契約変更請書を送付してください。

記

- | | | | | | | | |
|---|----------------------------|----------|----|---|---|----|--|
| 1 | 現請負代金額 | ¥ | | | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | ¥ |) | | | | |
| 2 | 変更請負代金額 | ¥ | | | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | ¥ |) | | | | |
| 3 | 請負代金額の増(減)額 | ¥ | | | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 | ¥ |) | | | | |
| 4 | 現契約工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 | | |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 | 日間 | |
| 5 | 変更契約工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 | | |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 | 日間 | |
| 6 | 部分払回数 | 現回数 | 回 | | | | |
| | | 変更回数 | 回 | | | | |
| 7 | 支払限度額等 | 現支払限度額 | 年度 | ¥ | | | |
| | | 変更支払限度額 | 年度 | ¥ | | | |
| | | 現出来高予定額 | 年度 | ¥ | | | |
| | | 変更出来高予定額 | 年度 | ¥ | | | |
| 8 | 変更内容 | 別添のとおり | | | | | |

備考1 この申込書は、請負者からあらかじめ見積書を徴して変更請負代金額を決定した場合及び請負者と協議して変更請負代金額等を決定した場合で、請負者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

様式第29号の5（第19条関係）

契約変更申込書

年 月

日

様

西海市長

印

工事番号 第 号

工事名

工事

年 月 日に締結した工事の請負契約は、見積(協議)の結果、下記のとおり変更することになったので、別紙の契約変更請書を送付してください。

記

- | | | | | | | |
|---|-------------|----------|---|----|---|----|
| 1 | 現請負代金額 | ¥ | | | | |
| 2 | 変更請負代金額 | ¥ | | | | |
| 3 | 請負代金額の増(減)額 | ¥ | | | | |
| 4 | 現契約工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 | |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 | 日間 |
| 5 | 変更契約工期 | 着工 | 年 | 月 | 日 | |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 | 日間 |
| 6 | 部分払回数 | 現回数 | 回 | | | |
| | | 変更回数 | 回 | | | |
| 7 | 支払限度額等 | 現支払限度額 | | 年度 | | ¥ |
| | | 変更支払限度額 | | 年度 | | ¥ |
| | | 現出来高予定額 | | 年度 | | ¥ |
| | | 変更出来高予定額 | | 年度 | | ¥ |
| 8 | 変更内容 | 別添のとおり | | | | |

備考 この申込書は、請負者からあらかじめ見積書を徴して変更請負代金額を決定した場合及び請負者と協議して変更請負代金額等を決定した場合で、請負者が消費税法の規定による免税事業者であるときに使用する。

様式第30号（第19条関係）

履行期限の延長申出書

年

月 日
西海市長

様

請負者 住 所

氏 名

㊦

年 月 日締結した下記工事について、都合により履行期限を延長することを申し出ます。なお、損害金（規定の遅延利息）を請求されても異議はありません。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3. 現契約工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

4. 延長見込工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間延長

5. 履行期限の延長理由

--

様式第31号（第19条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合 議	総務課長	班長	班員

履行期限の延長受理伺

年 月 日付けで履行期限の延長の申し出があった下記工事について、受理することとして、履行期限の延長承認書及び別添の損害金請求書を送付してよろしいか伺います。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 請負者名

4 請負代金額 円

5 現契約工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

6 延長見込工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間延長

7 履行期限の延長理由

備考 請負代金額 20 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第31号の2（第19条関係）

履行期限の延長承認書

年 月 日

様

西海市長

印

年 月 日申出があった下記工事について、履行期限を延長することについて承認します。なお、契約に基づく損害金（規定の遅延利息）が発生することになります。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3. 現契約工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

4. 延長見込工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間延長

5. 履行期限の延長理由

--

様式第32号（第19条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合議	総務課長	班長	班員

工事中止伺

年 月 日付けで契約した下記工事について、都合により中止することとして、別添の工事中止通知書を送付してよろしいか伺います。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 請負者名

4 請負代金額 円

5 中止の見込期間 日間

6 中止の理由

備考 請負代金額 20 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第32号の2（第19条関係）

工 事 中 止 通 知 書

年 月 日

様

西 海 市 長

印

下記工事は、作業を一時中止するので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|----------|------|
| 1 | 工 事 番 号 | 第 号 | |
| 2 | 工 事 名 | | 工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 西海市 町 地内 | |
| 4 | 中 止 期 間 | 年 月 日から | 約 日間 |
| 5 | 中 止 の 理 由 | | |

様式第32号の3（第19条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合議	総務課長	班長	班員

工事中止解除伺

年 月 日から工事の作業を一時中止していた下記工事について、工事中止を解除することとして、別添の工事中止解除通知書を送付してよろしいか伺います。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 請負者名
- 4 請負代金額 円
- 5 工事場所 西海市 町 地内
- 6 変更契約工期 完成 年 月 日

備考 請負代金額 20 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第32号の4（第19条関係）

工 事 中 止 解 除 通 知 書

年 月

日

様

西海市長

印

年 月 日から工事の作業を一時中止していた下記工事については、年 月 日工事
中止を解除します。なお、下記のとおり契約工期を変更するので異議がなければ別添の契約
変更請書を送付してください。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 地内
- 4 変更契約工期 完 成 年 月 日

備考 工期の変更を要しないものについては、なお書を消すこと。

様式第33号（第19条関係）

契 約 変 更 請 書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住所

氏名



年 月 日締結した請負契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 地内
- 4 請負代金額の増(減)額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 ¥)
- 5 契約保証金の追納(還付)額 ¥
- 6 工事期間
前工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間
変更工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間
- 7 部分払回数 現回数 回
変更回数 回
- 8 支払限度額等 現支払限度額 年度 ¥
変更支払限度額 年度 ¥
現出来高予定額 年度 ¥
変更出来高予定額 年度 ¥
- 9 工事内容 別添のとおり。
- 10 その他 原請負契約書(工事請書)のとおり

- 備考1 この請書は、請負者が消費税法に規定する課税事業者である場合に使用する。
- 2 「請負代金額の増(減)額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額」は、契約変更申込書の当該事項の金額を記入する。
 - 3 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

様式第33号の2（第19条関係）

契約変更請書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住所

氏名

㊟

年 月 日締結した請負契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。

記

- | | | | | |
|----|---------------|------------------|-------|----|
| 1 | 工事番号 | 第 号 | | |
| 2 | 工事名 | | | 工事 |
| 3 | 工事場所 | 西海市 町 地内 | | |
| 4 | 請負代金額の増(減) | ¥ | | |
| 5 | 契約保証金の追納(還付)額 | ¥ | | |
| 6 | 工事期間 | | | |
| | 前工期 | 着工 | 年 月 日 | |
| | | 完成 | 年 月 日 | 日間 |
| | 変更工期 | 着工 | 年 月 日 | |
| | | 完成 | 年 月 日 | 日間 |
| 7 | 部分払回数 | 現回数 | 回 | |
| | | 変更回数 | 回 | |
| 8 | 支払限度額等 | 現支払限度額 | 年度 | ¥ |
| | | 変更支払限度額 | 年度 | ¥ |
| | | 現出来高予定額 | 年度 | ¥ |
| | | 変更出来高予定額 | 年度 | ¥ |
| 9 | 工事内容 | 別添のとおり。 | | |
| 10 | その他 | 原請負契約書(工事請書)のとおり | | |

備考1 この請書は、請負者が消費税法の規程による免税事業者である場合に使用する。

2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

様式第33号の3（第19条関係）

工事変更契約伺

市長	副市長	部長	課長	班長	班員	第号
						起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
審査合議	総務課長	班長	班員	起案者	所属 部 課 班	
					取扱者	④
下記のとおり契約を変更してよろしいか伺います。						
年度	会計	款	項	目	事業番号	節
工事名	工事				箇所名	西海市 町 地内
変更の概要						
現契約額		現契約	着工 年 月 日			
変更契約額		工期	完成 年 月 日			
増（減）額		変更後の	完成 年 月 日			
		完成日	日間延長（変更無し）			
契約者	住所 氏名					
契約の概要						

備考1 契約変更請書を添付すること。

2 この工事変更契約伺は、工事変更契約伺を兼ねた支出負担行為決議書により決裁を受けるときは省略できるものとする。

3 請負代金額 20 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第34号（第20条関係）

既成部分検査申込書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住 所
氏 名

㊦

下記工事の既成部分の検査を申込みます。

記

- | | | | |
|---|-------|----------------------|-----------------|
| 1 | 工事番号 | 第 号 | |
| 2 | 工事名 | | 工事 |
| 3 | 工事場所 | 西海市 町 地内 | |
| 4 | 請負代金額 | ¥ | |
| 5 | 工 期 | 着工 年 月 日
完成 年 月 日 | |
| 6 | 出 来 高 | 年 月 日 | 現在の出来高は別紙調書のとおり |

様式第35号（第20条関係）

	部長	課長	班長	起案者
合 議	部長	課長	班長	

起案 年 月 日
 決裁 年 月 日

検査員任命伺

下記のとおり検査員を任命し、別紙の検査命令書により通知してよろしいか伺います。

記

工事番号	第 号
工事名	工事
工事場所	西海市 町 地内
請負者名	
検査員	所属職氏名

備考 検査員任命伺は、請負代金額 130 万円以下の工事及び検査書類を必要としない工事については省略することができる。

様式第35号の2（第20条関係）

検査命令書

年 月 日

所属
職
氏名

西 海 市 長

印

下記工事の完成（既成部分）検査を命じる。

記

工事番号	第 号
工事名	工事
工事場所	西海市 町 地内
請負者名	

備考 完成の場合、「(既成部分)」を削り、既成部分の場合「完成（ ）」を削ること。

様式第35号の3 (第20条関係)

部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日
決裁 年 月 日

部 課
課長

様

部 課
課長

㊦

検査員の任命について (依頼・回答)

下記工事の検査員の任命について、依頼 (回答) します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所 西海市 町 地内
- 3 工事完成予定日 年 月 日
- 4 検査職員職氏名

備考 依頼の場合は、「・回答」、「(回答)」及び「4 検査職員職氏名」を削り、回答の場合は、「依頼・」及び「依頼 ()」を削り使用すること。

様式第36号（第20条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合議	総務課長	班長	班員

既成部分検査調書

検査員 所属職氏名 ㊦

年 月 日検査命令を受けた下記工事について、検査の結果を報告します。

記

工事番号	第 号	工事名	工 事			
工事場所	西海市 町 地内	請負者名				
契約年月日	年 月 日	請負代金額	円			
契約工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日	既成部分年月日	年 月 日	第 回		
検査年月日	年 月 日	出来高	%	認定	認 ・ 否	
工事概要 及び検査 概要並び に検査所見	[工事概要] [検査概要] [検査所見]					
支払額	前回迄支払額	円	立 会 人	請負者 所属職氏名		
	今回支払額	円		㊦		
	合 計	円		発注者 所属職氏名		
				㊦		

- 備考 1 記入欄が不足するときは、別途調書を作成し添付すること。
 2 この既成部分検査調書は、中間払をするときに作成するものとする。
 3 検査資料及び検査写真を添付すること。
 4 請負代金額 130 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第 36 号の 2 (第 20 条関係)

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日

既成部分検査結果通知書

年 月 日

様

西海市長



年 月 日に申込があった工事の既成部分の検査について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所 西海市 町 地内
- 4 請 負 代 金 額 ¥
- 5 契 約 工 期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間
- 6 既成部分検査年月日 年 月 日
- 7 検査職員職氏名
- 8 出 来 高 %

(注) 今回の部分払支払可能額は次の式において求められる金額の範囲内となります。

(1) 単年度工事の場合

$$A \times 9 / 10 - A \times \text{前金払額} / \text{請負代金額} - \text{既支払部分払額}$$

(2) 債務負担工事の場合

$$A \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} = \text{当該会計年度の部分払金額}$$

$$\text{当該会計年度の部分払金額} - (A - \text{前会計年度までの支払金額}) \times \text{当該会計年度前金払} / \text{当該会計年度の支払予定額} - \text{当該会計年度の既支払部分払額}$$

※ $A = \text{請負代金相当額} = \text{請負代金額} \times \text{出来高}$

様式第37号（第20条関係）

工 事 完 成 通 知 書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住 所
氏 名

㊟

下記のとおり工事が完成したので、通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-------|
| 1 | 工事番号 | 第 号 | |
| 2 | 工事名 | | 工事 |
| 3 | 工事場所 | 西海市 町 地内 | |
| 4 | 請負代金額 | ¥ | |
| 5 | 契約年月日 | | 年 月 日 |
| 6 | 工 期 | 着工 | 年 月 日 |
| | | 完成 | 年 月 日 |
| 7 | 完 成 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 8 | 手直工事完成年月日 | | 年 月 日 |
| 9 | 引 渡 し 時 期 | 工事完成確認書により通知された日 | |

備考 工事の手直しを指示されたときは、手直工事完成年月日を加え再度通知すること。

様式第38号の2（第20条関係）

工事手直指示書

年 月 日

様

検査職員 職氏名

㊦

下記工事は、検査の結果完成を認めることができないので、下記のとおり手直しを指示する。なお、手直しを完了したときは直ちに工事完成通知書により通知すること。

記

- | | | | |
|---|------|----------|----|
| 1 | 工事番号 | 第 号 | |
| 2 | 工事名 | | 工事 |
| 3 | 工事場所 | 西海市 町 地内 | |
| 4 | 手直期限 | 年 月 日 | |
| 5 | 手直内容 | | |

様式第39号（第20条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日
			合 議	総務課長	班長	班員

工事完成検査調書

検査員 所属職氏名 ㊦

年 月 日検査命令を受けた下記工事について、検査の結果を報告します。
記

工事番号	第 号	工事名	工 事			
工事場所	西海市 町 地内		請負者名			
契約年月日	年 月 日		請負代金額	円		
契約工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日		完成年月日	年 月 日	第 回	
検査年月日	年 月 日		認定	認 否		
工事概要 及び検査 概要並び に検査所見	[工事概要] [検査概要] [検査所見]					
手直整備を指 示した事項				手直整備 完了年月日	年 月 日	
支払額	前回迄支払額	円	立 会 人	請負者 所属職氏名		
	今回支払額	円		㊦		
	合 計	円		発注者 所属職氏名		
				㊦		

- 備考 1 記入欄が不足するときは、別途調書を作成し添付すること。
 2 この工事完成検査調書は、完成払いをするときに作成するものとする。
 3 検査資料及び検査写真を添付すること。
 4 請負代金額 130 万円超は、総務課長に合議すること。

様式第40号（第20条関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者	起案 年 月 日
						決裁 年 月 日

工事完成確認書

年 月 日

様

西海市長



下記のとおり工事の完成を確認し、引渡しを受けました。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 地内
- 4 請負代金額 ¥
- 5 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間
- 6 完成年月日 年 月 日
- 7 完成検査年月日 年 月 日
- 8 検査員所属職氏名
- 9 立会人所属職氏名 請負者（現場代理人）
発注者（監督員）

様式第41号（第21条関係）

部 分 払 請 求 書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住 所
氏 名

㊟

下記のとおり工事の既成部分に対する請負代金の支払を請求します。

記

¥

- | | | | |
|---|-------|----------|----|
| 1 | 工事番号 | 第 号 | |
| 2 | 工事名 | | 工事 |
| 3 | 工事場所 | 西海市 町 地内 | |
| 4 | 工期 | 着工 年 月 日 | |
| | | 完成 年 月 日 | |
| 5 | 請負代金額 | ¥ | |
| 6 | 振込口座 | 金融機関名 | |
| | | 口座番号 | |
| | | 口座名 | |

備考 金額は、アラビア数字を用い、請求金額は訂正又はまっ消すことはできない。

様式第41号の2（第21条関係）

完 成 払 請 求 書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住 所
氏 名

㊦

下記のとおり、工事請負代金の支払を請求します。

記

¥

- | | | | |
|---|---------|----------------------|----|
| 1 | 工事番号 | 第 号 | |
| 2 | 工事名 | | 工事 |
| 3 | 工事場所 | 西海市 町 地内 | |
| 4 | 請負代金額 | ¥ | |
| 5 | 受領済額 | ¥ | |
| 6 | 差引今回請求額 | ¥ | |
| 7 | 振込口座 | 金融機関名
口座番号
口座名 | |

備考 金額は、アラビア数字を用い、請求金額は、訂正又はまっ消することはできない。

様式第41号の3（第21条関係）

前 金 払 請 求 書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住 所
氏 名

㊤

下記のとおり前金払を請求します。

記

¥

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 地内
- 4 請負代金額 ¥
- 5 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 振込口座 金融機関名
口座番号
口座名

備考 金額は、アラビア数字を用い、請求金額は、訂正又はまっ消すことはできない。

様式第42号（第21条の5関係）

認 定 請 求 書

工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	西海市 町 地内
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	
<p>上記工事について、中間前払金にかかる認定を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>西海市長 様</p>	

様式第42号の2（第21条の5関係）

市長	副市長	部長	課長	班長	起案者

起案 年 月 日
起案 年 月 日

中間前金払認定伺

年 月 日に認定請求を受けた下記工事について、中間前金払をすることができる要件を具備していますので、別添の認定（調書）通知書を送付してよろしいか伺います。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 地内
- 4 契約工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 中間前金払額 円

様式第42号の3（第21条の5関係）

認 定（調書）通 知 書

請 負 者 名	
工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	西海市 町 地内
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	
確 認 者 名	
<p>上記工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">西海市長 印</p>	

様式第42号の4（第21条の5関係）

中間前金払請求書

年 月 日

西海市長 様

請負者 住 所
氏 名

㊤

下記のとおり中間前払金を請求します。

記

¥

- | | | | |
|---|-------------|-----------|----|
| 1 | 工 事 番 号 | 第 号 | |
| 2 | 工 事 名 | | 工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 西海市 町 地内 | |
| 4 | 請 負 代 金 額 | ¥ | |
| 5 | 工 期 | 着 工 年 月 日 | |
| | | 完 成 年 月 日 | |
| 6 | 受領済みの前払金額 | ¥ | |
| 7 | 受領済みの中間前払金額 | ¥ | |
| 8 | 振込口座 | 金融機関名 | |
| | | 口座番号 | |
| | | 口座名 | |

備考 金額は、アラビア数字を用い、請求金額は、訂正又はまっ消すことはできない。